

群馬県施設園芸電気料金高騰緊急支援金交付要綱

制 定 令和 8 年 4 月 10 日 野花第 30477－1 号

一部改正 令和 8 年 6 月 15 日 野花第 30477－2 号

第 1 目的

近年の温暖化の影響による高温障害等の品質低下を防ぎ、花き等の品質を維持するため、ヒートポンプを使用した夏季の夜間冷房の必要性が高まっている。さらに、施設園芸農業者（以下「農業者」という。）は、原油価格・物価高騰に加え、ヒートポンプを使用している農業者を中心に電気料金の高騰により経営が圧迫されている。このため、ヒートポンプを使用している農業者に対し、予算の範囲内で支援金を交付することで、農業者の負担を軽減し、安定した経営を実現するとともに、ヒートポンプの継続使用による環境負荷低減の推進を目的とする。

第 2 通則

施設園芸電気料金高騰緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付について、群馬県補助金等に関する規則（昭和 31 年群馬県規則 68 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 3 対象者

1 交付対象者は、次に掲げるすべてを満たす者とする。

（1）次のいずれかに該当する者であること。

ア 群馬県内に居住し、かつ、県内において施設園芸を営む者

イ 農地所有適格法人

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人であって、同法第 6 条の規定に基づく報告を行っており、かつ、県内に事業所を置き、県内において施設園芸を営む者

ウ 農事組合法人

群馬県内に農地を有し、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人に該当し、県へ届出がされており、かつ、県内に事業所を置き、県内において施設園芸を営む者

（2）園芸用施設において、野菜類、花き類、または果樹類を生産し、それらを営利販売していること。

（3）令和 6 年 12 月以前から継続して電気式ヒートポンプを使用する者。

2 交付対象者は、次のいずれかに該当する者であってはならない。

（1）「群馬県暴力団排除条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）及び「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書及び要綱（平成 23 年 3 月 28 日施行）」の運用に基づき、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

（2）「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」及び「群馬県の補助金における不法就労対策方針」に基づき、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者。

- ア 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
- イ 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

第4 交付対象額の算定及び交付率

支援金の交付対象額の算定及び交付率は、別表1のとおりとする。

第5 交付申請及び実績報告

- 1 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の交付申請書兼実績報告書に、別に定める期日までに農業事務所長に1部を提出するものとする。
- 2 申請者は、農業事務所長が必要と認めるときは、追加資料を提出しなければならない。

第6 交付決定及び確定通知

農業事務所長は、申請書に基づき、当該申請に係る書類の審査等により交付の可否を決定の上、交付額を確定するとともに、その決定内容を様式第2号により申請者に通知する。

第7 支援金の交付

農業事務所長は、第6の規定により交付を決定し、交付額を確定したときは、当該申請者に対して速やかに支援金を支払うものとする。

第8 検査等

農業事務所長は、適正な事務の執行のため必要があると認めるときは、申請者に対して、申請内容の詳細な説明又は追加資料の提出を求めるとともに、関係書類の確認又は現地調査等（以下「検査等」という。）を行うことができる。

第9 交付決定の取消し

農業事務所長は、申請者が、次のいずれかに該当した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

- （1）法令に違反する行為があったとき。

- (2) 不正の手段により支援金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 交付対象者に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

第10 支援金の返還

農業事務所長は、第9の規定により支援金の交付の決定を取消した場合において、支援金の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。なお、その場合には、その旨を当該申請者に書面により通知するものとする。

第11 支援金の経理

- 1 申請者は、支援金の申請に係る資料及び帳票類を常に整備しておかなければならない。
- 2 申請者は、支援金の交付を受けたときは、交付決定日の属する会計年度の翌会計年度から5年間、前項の資料及び帳票類を全て保管しておかなければならない。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この交付要綱は、令和8年4月10日から施行する。

附 則（令和8年6月15日一部改正）

この交付要綱は、令和8年6月15日から適用する。

別表 1

交付対象額の算定及び交付率

1 令和2年以前からヒートポンプを導入し、かつ、令和3年の領収書を保管している農業者

交付対象額の算定	算定基礎額 (①) × 物価上昇率 (②) × 12 か月分の電気使用量 (③) × 0.95 ① 算定基礎額 : 「令和3年1月～12月の電気料金請求額合計」 ÷ 「令和3年1月～12月の電気使用量合計」 = 令和3年平均単価 ② 物価上昇率 : 「令和7年1月～12月の電気料金請求額合計」 ÷ 「令和7年1月～12月の電気使用量合計」 = 令和7年平均単価 (令和7年平均単価 ÷ ① 算定基礎額 (令和3年平均単価)) - 1 = 物価上昇率 ③ 12 か月分の電気使用量 : 令和7年1月～12月の電気使用量合計
交付率	1 / 2 以内
その他要件	交付対象金額のうち、千円未満の金額が生じた場合は、該当金額は切り捨てるものとする。

2 令和3年以降にヒートポンプを導入した農業者又は令和3年の領収書を保管していない農業者

基準単価	円/kWh <table><tr><th>項目</th><th>令和3年</th><th>令和7年</th></tr><tr><td>高圧電力</td><td>14.5</td><td>21.5</td></tr><tr><td>低圧電力</td><td>25.9</td><td>31.6</td></tr></table>	項目	令和3年	令和7年	高圧電力	14.5	21.5	低圧電力	25.9	31.6
項目	令和3年	令和7年								
高圧電力	14.5	21.5								
低圧電力	25.9	31.6								
交付対象額の算定	算定基礎額 (①) × 物価上昇率 (②) × 12 か月分の電気使用量 (③) × 0.95 ① 算定基礎額 : 令和3年基準単価 ② 物価上昇率 : (令和7年基準単価÷① 算定基礎額 (令和3年基準単価)) - 1 ③ 12 か月分の電気使用量 : 令和7年1月～12月の電気使用量合計									
交付率	1 / 2 以内									
その他要件	交付対象金額のうち、千円未満の金額が生じた場合は、該当金額は切り捨てるものとする。									

